

高齢者虐待防止のための指針

株式会社ここふる
ここふる訪問看護ステーション

1 基本的な考え方

ここふる訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するために本指針を策定し、職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を与えること。また、正当な利用なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるかどうかを問わず、行うべきサービスの提供を放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや屈辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者の精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は、利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用すること。本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置する。

(1) 本委員会の委員長は管理者とする。本委員会は、委員長と担当者と構成する。

(2) 委員会の担当者は委員長が1名選出する。

(3) 委員会は年1回以上、かつ必要に応じて担当者の招集により開催する。

(4) 委員会の協議事項は次のような内容とし、詳細は担当者が定める。

①虐待防止検討委員会の組織に関すること

- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑥虐待が発生した場合に、その対応に関すること
- ⑦虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- ⑧再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修会は年1回以上実施する。職員採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに自治体等関係機関への報告を行うとともに、その要因に速やかな解決に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合、役職等の如何に問わず、厳正に対処を行う。
- (2) 緊急性が高い事案の場合、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2) 利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (3) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は管理者に報告し、管理者は速やかに自治体等関係機関へ報告しなければならない。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 虐待対応責任者（管理者）は、利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族等に啓発する。
- (2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、まずはケアマネージャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度が

利用できるように支援する。

- (3) 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、まずはケアマネージャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者へ報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

9 利用者に対する指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、事業所ホームページにも公開する。

10 その他の虐待防止推進のための必要事項

障害者や子どもの虐待に係る対応については、厚生労働省作成の「障害者虐待の防止と対応の手引き」、「子どもの虐待の手引き」に基づいて対応する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。